# 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、 次の取組を実施します

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・ 啓発等について、協力要請を行います。



労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減 に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します 長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

#### 労働相談を実施します

11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国 一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相 談に応じます。

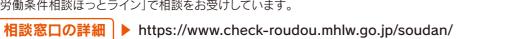
相談無料

令和6年11月2日(±) 9:00~17:00

4

5

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、 「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。





過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、 「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou



参加費無料

### 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止 について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

\*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/



参加費無料

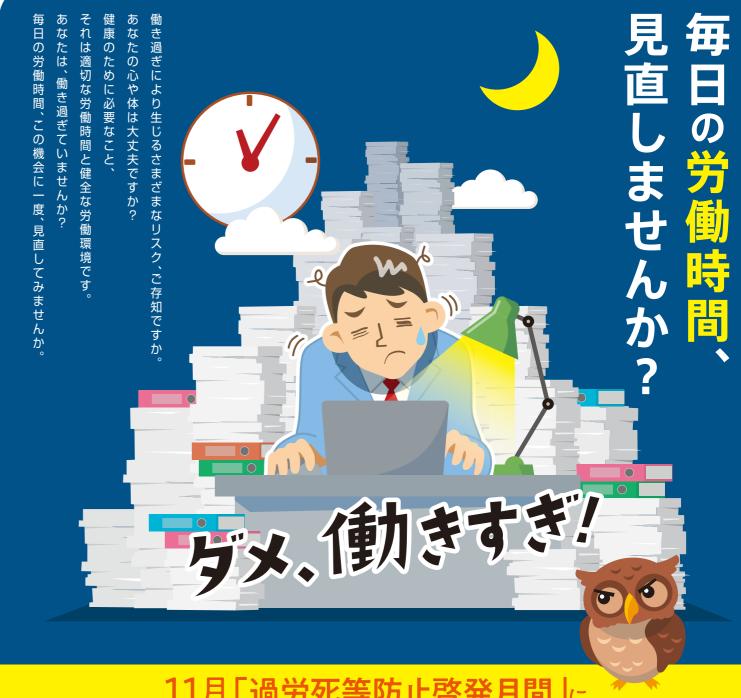
#### 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。



「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/





11月「過労死等防止啓発月間」に

「過重労働解消キャンペーン」 を実施します!

労働基準監督官が 相談をお受けします。

過重労働解消



令和6年11月2日(±) 9:00~17:00



11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です。都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください



11月2日(土)は、 SNS相談も 実施しています





# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」 としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働 解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労 **働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。** 



労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働 者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上 となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、 脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件

数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強い ストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認めら れる件数も年々増加しています。



#### 過重労働と健康リスクとの関連性

### 長時間労働が 健康に与える影響は?

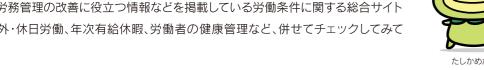
長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最 も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月 45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発 症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった 医学的検討結果を踏まえたものです。)

### [健康被害リスク] [時間外·休日労働時間] 2~6か月平均で <mark>≓</mark>旹を超えると 徐夕匠高县名 長くなるほど 月45時間以内

#### 確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたい ルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイト です。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみて ください。





https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



### 働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供する サイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企 業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を 防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



https://work-holiday.mhlw.go.jp/



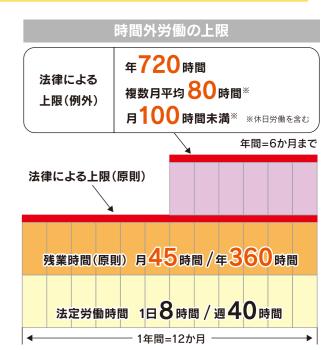


# 過重労働による健康障害を防止するために

## 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ●労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(右枠 参照)は必ず守ってください。
- ●時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるもの です。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協 定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合した ものとなるようにしてください。
- ●労働時間を適正に把握(※2)してください。





## 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ●年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働 者に与えなければなりません(対象:年次有給休暇が年10日以上付与される労働者)。
- ●年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の 整備に取り組みましょう。



# 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ●勤務間インターバル制度(※3)の導入をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ●具体的な措置の内容は、ガイドライン(※4)を確認しましょう。

### 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ●健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、 健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ●時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た 場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ●指針(※5)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。
- ※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第323号)
- ※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(原生労働省、平成29年1日)
- ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
- ※4 「労働時間等見直しガイドライン」(平成20年厚生労働省告示第108号)
- ※5 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、平成18年3月、健康保持増進のための指針公示第3号)